

1 趣旨

この要領は、北茨城市（以下「本市」という。）は発注する「北茨城市再生可能エネルギービジョン策定業務」について、事業者の能力等を総合的に比較し、最も適した受託事業者を選定するため、必要な事項を定める。

本プロポーザルの実施及び契約の締結にあたり、必要な手続き等については、関係法令によるほか、この要領によるものとする。

2 目的

本市は、2050年二酸化炭素排出実質ゼロを目指し、2020年にゼロカーボンシティ宣言をし、市民・事業者・市が一体となりライフスタイルの見直しや公共施設でのCO2排出削減、再生可能エネルギーの導入等、ゼロカーボンシティ達成に向けて様々な取り組みを推進することとしている。

本業務は、本市における地域の脱炭素化に向けて、地域資源を活用した地域経済循環やエネルギーの地産地消など、自立・分散型の社会の形成を目指す「地域循環共生圏」の考え方を踏まえた上で、再生可能エネルギー導入について、現状や課題等を整理し、導入目標や政策・施策の構想等を検討し、実現に向けたロードマップを策定することを目的とする。

3 委託業務

(1) 業務名

北茨城市再生可能エネルギービジョン策定業務委託

(2) 業務内容

別紙「北茨城市再生可能エネルギービジョン策定業務委託仕様書（以下「仕様書」という。）」のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から令和6年2月26日まで

(4) 委託料の上限

9,999,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

※上記の金額を超えての提案は無効とする。

(5) 成果品

成果品は次のとおりとする。

- ① 仕様書6に記した成果品
- ② 事業報告書（任意様式とするが、写真等を含めること）
- ③ その他市が必要と認めるもの

(6) 個人情報の取扱い

当業務で取り扱う個人情報の収集については個人の権利等を侵害することのないよう、適正な取り扱いを確保すること。

(7) 著作権等

事業で製作されたものについては、市が応募者の承諾を要することなく、無償で使用できるよう諸権利を持つこととする。なお、手続きに不備があった場合、そのほか受託者の責によって紛争や損害が生じた場合の責任の一切は、受託者が負うこととする。

4 委託契約の方法等

(1) 契約方法

随意契約

(2) 契約候補者の選定方法

公募型プロポーザル方式

(3) 上記の方式を必要とする理由

本業務は、2050年「ゼロカーボンシティ」の実現に向けた上で重要な位置づけとなる計画であり、かつ、市地域の脱炭素化の推進を図るためには、地域資源を活用した地域経済循環やエネルギーの地産地消など、自立・分散型の社会の形成を目指す「地域循環共生圏」の考え方を踏まえた上で、再生可能エネルギー導入について、現状や課題等を整理し、導入目標や政策・施策の構想等を検討し、実現に向けたロードマップを策定する必要がある。

そのため、価格のみによらず、提案内容や事業ノウハウ、取り組み体制について、市にとって最も適切な事業者を総合的に選定する必要があること。

また、多くの事業者の参加を促進することで、市が求める要件に適した信頼できる事業者を選定することが可能となることから、公募型プロポーザル方式を採用する。

(4) 契約方法を随意契約とする根拠

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第2号

5 参加資格要件

本業務のプロポーザルに参加することができる者は、次に掲げる要件全てに該当し、業務を安定的かつ円滑に実施できる者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者。
- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成11年法律第154号）に基づく再生手続開始の申立て、又は破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 公租公課に未納がないこと。
- (4) 北茨城市暴力団排除条例（平成24年北茨城市条例第3号）第2条第1号又は同条第3号に規定する者でないこと。
- (5) 平成30年度から令和4年度までに国または地方公共団体において、再生可能エネルギー、地球温暖化対策分野で類似の計画策定実績があるとともに、地域に根

差した再生可能エネルギーや脱炭素に関する再生可能エネルギー導入事業の支援に関する実績があること。

類似計画等

- ・地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
- ・エネルギービジョン
- ・環境省の「二酸化炭素排出抑制対策事業費補助金（^{注1}地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）」に係る計画等
^{注1} 名称は、公募によって相違があります
- ・次世代エネルギーの導入、活用等に係る計画 等

6 スケジュール

事業者の選定に係るスケジュールは以下のとおりである。

内 容	日 程
実施要領等の公表	令和5年6月19日（月）
質疑受付期間	令和5年6月19日（月） ～ 令和5年6月26日（月）
質疑回答	令和5年6月30日（金）
参加申込・企画提案の提出期限	令和5年7月10日（月）
一次審査（書類審査）結果の通知	令和5年7月14日（金）
二次審査（プレゼンテーション審査）	令和5年7月20日（木）（予定）
最終審査結果の通知	令和5年7月24日（月）（予定）

7 質疑受付期間

質疑等がある場合、質問書（様式第1号）で、令和5年6月19日（月）から令和5年6月26日（月）午後5時までに電子メールにて提出すること。

※質問書を送付した場合は到着確認のため、令和5年6月26日（月）午後5時までに、電話にて確認すること（土曜日及び日曜日を除く午前9時から午後5時まで）。

8 質疑回答

令和5年6月30日（金）に全ての質問書に対する回答を北茨城市ホームページで公表する。

9 参加申込・企画提案について

(1) 受付期限

令和5年7月10日（月）午後5時必着

※持参の場合は午前9時から午後5時まで（土曜日及び日曜日は除く）

(2) 提出方法

持参又は郵送

※郵送の場合は到着したことを確認できる方法を推奨する。不着の場合、市は責任を負わないものとする。

(3) 提出物

提出物は下記の表に示すものとする。

提出物	部数
参加表明書（様式第2号）	1部
参加資格に関する申立書（様式第3号）	1部
企画提案書（様式第4-1号から様式第4-5号） ※正本1部・副本9部 原則として、紙面はA4版・両面で作成すること。 A3版を使用する場合、A4版に折りたたむこと。	10部
価格提案書（様式第4-6号）	1部
会社概要（任意様式）	10部
公租公課に滞納がない証明書 ※「北茨城市入札資格者名簿」に登録されていない事業者に限る。	1部

(4) 応募の辞退

参加表明以降に応募を辞退する場合には、応募辞退届（様式第6号）を提出すること。

(5) 応募に関する留意事項

①募集要項等の承諾

事業者は、参加表明書の提出をもって、本募集要項の記載内容・条件を承諾したものとみなす。

②事業者の構成等

事業者の構成等については、次のとおりとする。

事業者は、単体事業者（以下「応募事業者」という。）又は複数の事業者により構成されるグループ（以下「応募グループ」という。）とする。

応募グループは、その構成事業者から代表事業者1者を定めるものとする。

応募事業者又は応募グループの構成事業者は他のグループの構成員になること

はできない。

応募グループで申込む場合には、参加表明書及び提案書提出時に代表事業者名を明記し、必ず代表事業者が応募手続きを行うこと。

(6) 費用負担

応募に関し必要な費用は、事業者の負担とする。

(7) 提出書類の取扱い

事業者から提出された提案書の著作権は、事業者に帰属する。ただし、市は、公表及び展示その他本事業に関し、市が必要と認める用途に用いる場合、選定事業者として決定された事業者の提案書の一部又は全部を無償で使用することができる。なお、事業者から提出された書類は、返却しない。

(8) 市からの提示資料の取扱い

市が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することはできない。

(9) 事業者の複数提案の禁止

事業者は、複数の提案を行うことはできない。

(10) 提出書類の変更の禁止

提出書類の変更はできない。ただし、疑義等があり、市が補正及び追加を求めた場合は、この限りではない。

10 審査及び選定の方法

(1) 審査委員

選定は、市が別に定める委員により組織された「北茨城市再生可能エネルギービジョン策定業務委託プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）が行う。

(2) 参加資格の確認

市は、参加表明書及び参加資格に関する申立書、企画提案提出書類等により、本募集要項に示す応募要件等を満たしているかを確認する。応募要件等を一つでも満たしていない場合には、当該事業者を失格とする。

(3) 必要書類の確認

市は、本募集要項に示す提案書の必要書類が全て提出されているかを確認する。必要書類に明らかな不備があった場合は、事業者の提案書は無効とする。

(4) 審査の実施

審査は、プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、審査委員会において審査を行う。

なお、応募事業者が5者以上の場合、事務局にて事前審査し、プレゼンテーション及びヒアリングを行う事業者を5者程選定する。

①実施日及び会場

実施日及び時間等については、決定次第メールにて通知する。

会 場：北茨城市役所内会議室（予定）

②プレゼンテーション時間

30分（提案の説明20分、質疑応答10分）以内

③プレゼンテーション方法

提出期限までに提出した企画提案書により説明するものとする。パワーポイント等を使用する場合は事前に連絡するものとする。なお、その場合使用するパソコンはプロポーザル参加者が用意し、プロジェクター及びスクリーンは当市が用意する。

④その他

新型コロナウイルス感染症等による感染拡大状況により、当市にて会場での実施が困難であると判断した場合、審査は、オンラインアプリ「Zoom」を使用した審査方法に切り替えることとする。その際には別途メール等にて審査方法等の詳細事項を通知する。

11 審査方法

審査委員会において、企画提案書及びプレゼンテーションの内容について、別紙「北茨城市再生可能エネルギービジョン策定業務委託プロポーザル審査基準」に基づき審査を行い、本業務の受託者として最も適すると認められた者を優秀者として選定する。

なお、企画提案者が1者のみの場合であっても、当該企画提案者について審査を行い、選定の可否を決定する。選定結果は、審査の対象となった全ての企画提案者に対し、文書により通知する。

※各評価項目の点数は公開しないものとし、審査結果についての異議申し立ては受理しない。

12 委託契約に係る基本事項

(1) 選定後、委託候補者と協議し、候補者から見積書を徴して予定額の制限の範囲内で契約を締結するものとする（両者協議のうえ、内容の一部を変更する場合がある）。

(2) 契約に当たっては、契約書を取り交わすこととする。

13 提出・問合せ先

北茨城市環境産業部生活環境課

所 在：〒319-1592 茨城県北茨城市磯原町磯原1630

電 話：0293-43-1111（代表） 内線370、373

F A X：0293-43-1108

E-mail：kankyou@city.kitaibaraki.lg.jp